

2025年12月吉日

お客様各位

株式会社浜松新電力

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」について

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、2025年11月21日に経済産業省から、物価高により厳しい状況にある生活者の支援として「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本支援」という。）の実施に向けた詳細が公表されたことを受け、2026年1月使用分から2026年3月使用分までの電気料金に対して、お客様のご使用量に応じた値引きを実施することいたしました。

本件の詳細について、以下の通りご案内申し上げます。

1. 概要

毎月の値引き額については、弊社ご請求書「電気ご使用量等のお知らせ」でお知らせいたします。なお、本支援の適用にあたり、お客様ご自身でのお手続きは不要です。

支援対象のお客さま	低圧・高圧にて当社とご契約のお客さま	
値引き額算定方法	値引き単価×使用電力量	
値引き方法	値引き額算定方法にて算出した金額をご請求金額から減額調整いたします	
適用期間	令和8年1月～3月使用分（令和8年2月～4月検針分）	
令和8年1月、2月使用分 の値引き単価（税込）	低圧契約のお客さま	高圧契約のお客さま
	4.5円／kWh	2.3円／kWh
令和8年3月使用分 の値引き単価（税込）	低圧契約のお客さま	高圧契約のお客さま
	1.5円／kWh	0.8円／kWh

※定額制メニューをご契約のお客さまには、別途値引き単価を定めます。

※高圧の線上検針の需要家さまは1月使用分（1月請求書）から3か月間の適用となります。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

《経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト》

[エネルギー価格の支援について | 経済産業省・資源エネルギー庁](#)

《お問い合わせ窓口》

TEL 0120-013-305

受付時間 平日9時から17時まで（年末年始を除く）